

「地域を支える建設業」検討会議

第37回全体会議

(一社)長野県建設業協会 提出資料

○ 要望事項 資料No.1

- 1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と県土強靭化の長期計画策定について
- 2 担い手3法の全ての発注者への浸透について
- 3 失格基準価格改定の御礼と低入札価格調査基準の算定方法における一般管理費に乗ずる係数の引き上げについて
- 4 小規模維持修繕工事について
- 5 材料単価における山間地域運搬の加算の廃止について

○ 報告事項

- 1 プレミアムサタデーの実施状況について 資料No.2
- 2 令和元年度長野県建設業協会における就労促進・働き方改革に資する取組について 資料No.3
- 3 平成30年度 除融雪業務に関する実態調査結果について . . 資料No.4

「地域を支える建設業」検討会議 第37回 全体会議 (令和元年8月8日)

○ 要望事項

1 公共事業予算の持続的・安定的な確保と県土強靭化の長期計画策定について

地域建設業が社会資本整備や維持管理の担い手とともに、自然災害に対して安全・安心の守り手としての役割を果たし、頻発する災害から国民の生命と財産を守り、国土強靭化を推進するための防災・減災対策など、災害に強い国土づくりに貢献するとともに、働き方改革、生産性向上を進め、明日の建設業の担い手を確保・育成して、将来に亘り建設業の使命を果たしていくためには、経営基盤の強化、経営の安定化が大変重要であります。

このため、公共事業費について下記の要望をいたします。

- ① 令和2年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をしていただきますようお願いいたします。
- ② 社会資本整備の計画的推進と、防災・減災、県土強靭化の長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願いいたします。
- ③ 予算の執行に当たりましては、更に平準化が進みますようお願いいたします。

2 担い手3法の全ての発注者への浸透について

公共工事の発注者の責務として、「適正な利潤」への配慮を位置付けた前の品確法改正から5年たち、今回、新・担い手3法が公布されました。災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、持続可能な事業環境の確保などが柱となっています。

東日本建設業保証(株)管内で比較すると、長野県建設企業の売上高営業利益率は下位より2番目と低く(H29年度決算)、特に売上高1億円未満の企業はマイナスとなっています。長野県内における公共事業費においては、市町村工事の占める割合も大きいので、新担い手3法、特に品確法の趣旨が市町村や県の外郭団体も含めて、全ての公共事業の発注者へ浸透される様お願いいたします。

3 失格基準価格改定の御礼と低入札価格調査基準価格の算定方法における一般管理費に乗ずる係数の引き上げについて

県におかれましては、この8月からの公告案件より、建設工事における失格基準価格の見直しをされ、これまでの予定価格の87.5%～92.5%の変動制となっていたのを、89.5%～94.5%に2%引き上げられました。

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（公契連モデル）との整合をとったとの事であります。建設業協会として長年に亘り要望してきたものであり感謝申し上げます。

一方で、低入札価格調査基準価格を算出する計算式において、平成29年4月に直接工事費の算入率が95%から97%に引き上げる見直しがされたものの、一般管理費等に乗ずる係数は0.55に据え置かれたままです。

一般管理費は、経営の安定化、人材育成・雇用の確保のために必要不可欠な経費であり、この費用の削減は経営の圧迫に繋がるものと考えます。

このため、低入札価格調査基準価格の算定方法について、一般管理費等の算入率を現行の5.5／10から、現場管理費と同じ9／10に変更する等、さらなる引き上げをお願いいたします。

4 小規模維持補修工事について

長年に亘り要望してまいりました複数年継続契約が、今年度から試行されることに感謝いたします。

一方で、現在、県の管理する道路の維持・補修については、県下全域で道路維持補修業務の民間委託により行われておりますが、河川・砂防の維持・管理等は含まれておりません。

- ① 地域の維持修繕は河川・砂防を加えた包括的維持修繕工事への移行を引き続き要望いたします。
- ② 小規模補修工事の諸経費率は平成28年度より80%（平成27年度まで70%）となりましたが、労務単価等諸経費が上がっており、現在の上限200万円では必要十分な工事ができないのが現状です。財務規則の改正も生じると思われますが、上限を引き上げて頂きますよう要望いたします。

5 材料単価における山間地域運搬の加算の廃止について

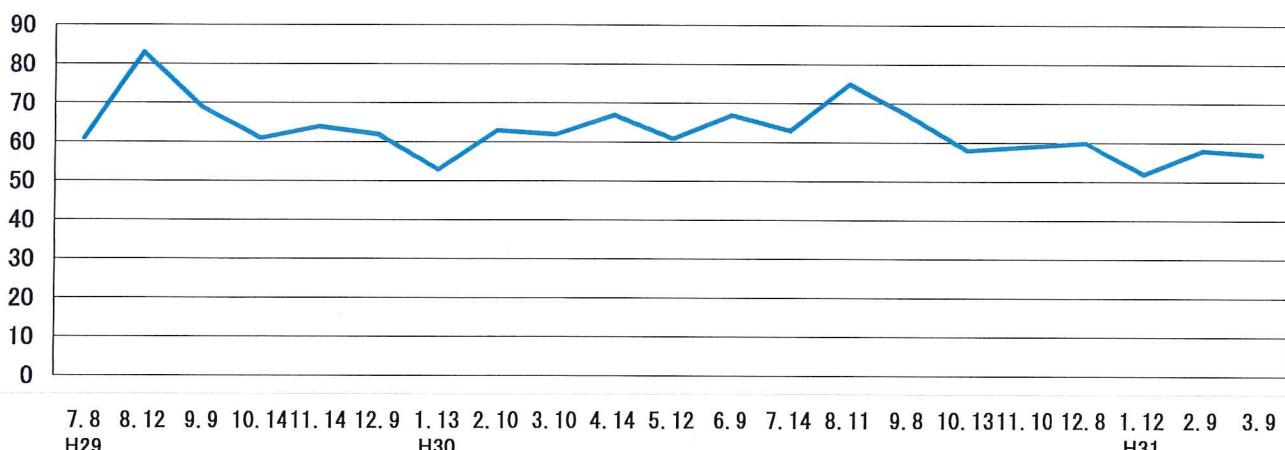
県の平成31年4月1日以降に入札公告を行う土木工事について、生コンクリート、加熱アスファルト合材、骨材、石材の材料単価において、山間地域運賃の加算が廃止されました。廃止の理由は、道路網の整備等により、山間地域の定義があいまいとなり、運賃加算の必要がないと言う事になっております。しかし、依然として生コンクリート価格表に山間地域の地区割増料金が設定され、割増料金を請求されている地域もあります。

生コンは、製造から工事施工までの時間的制約がある製品であり、運搬も含め現場着単価で取引がなされており、生コン販売者が運搬費である山間地域の割増料金を設定している現状を鑑みますと、従来と同じように実勢価格を反映した設計単価の設定を要望いたします。

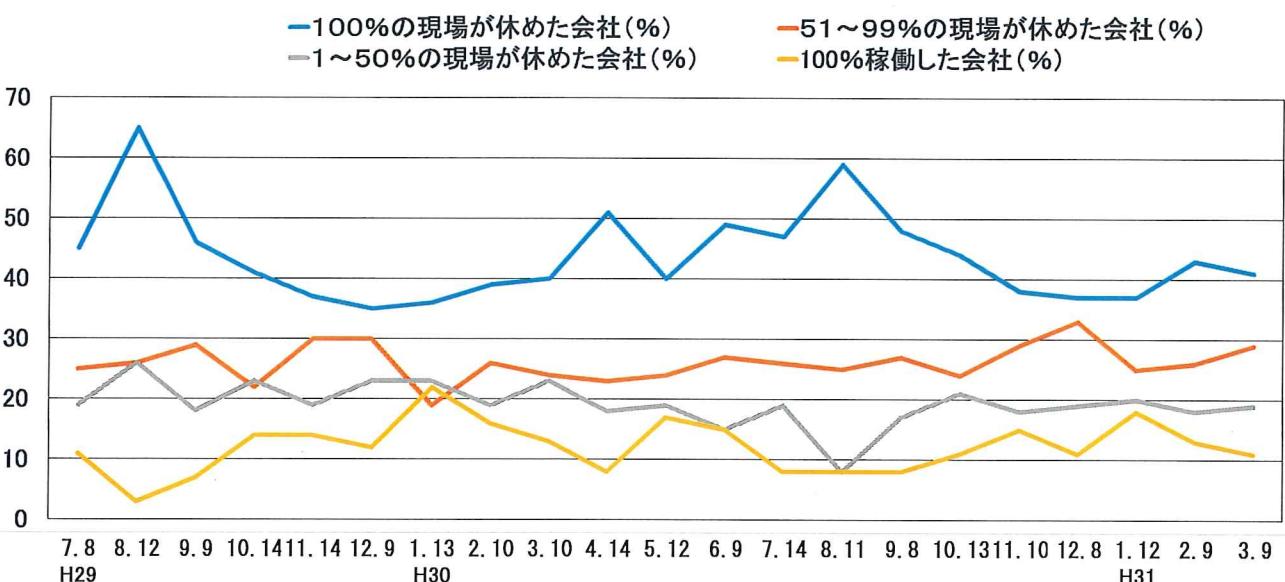
プレミアムサタデーの実施状況 (H29.7~H31.3)

(一社)長野県建設業協会

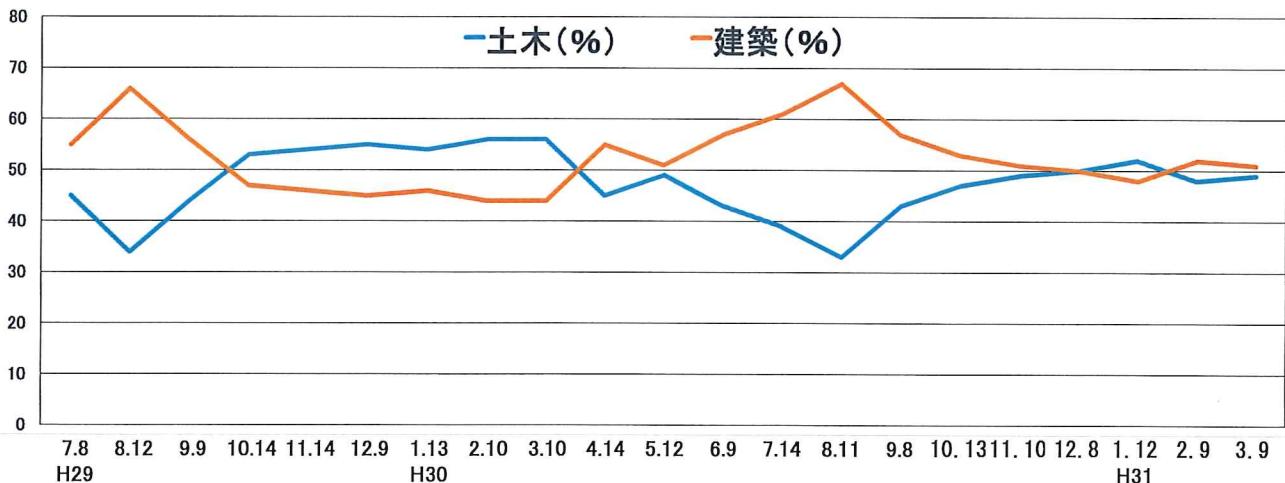
休日にできた現場の割合(%)



休日にできた現場数別の割合(%)



休日にできなかつた現場の内訳(%)

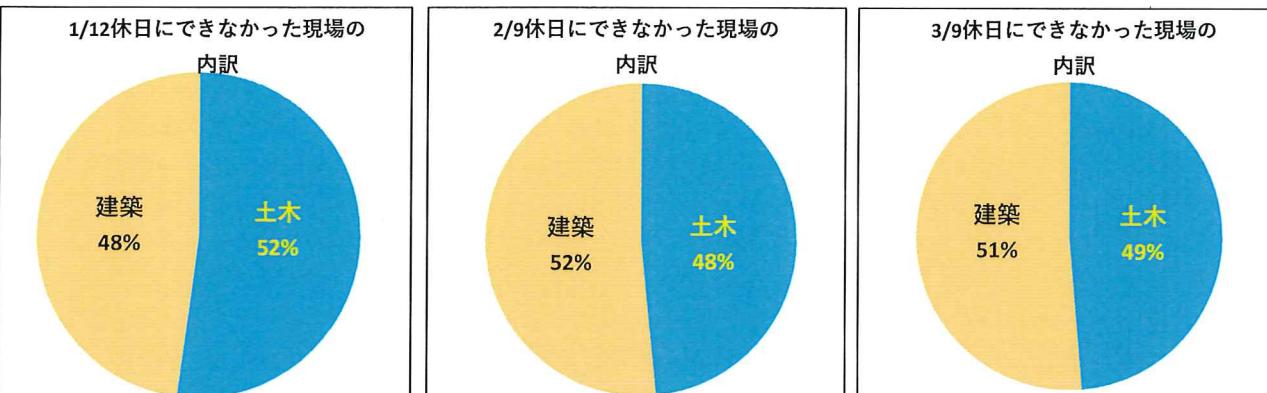
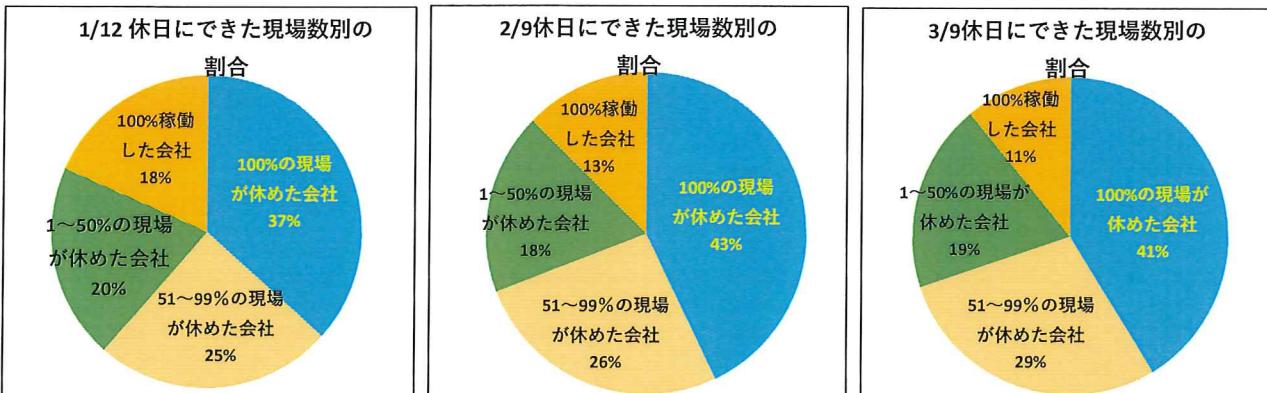
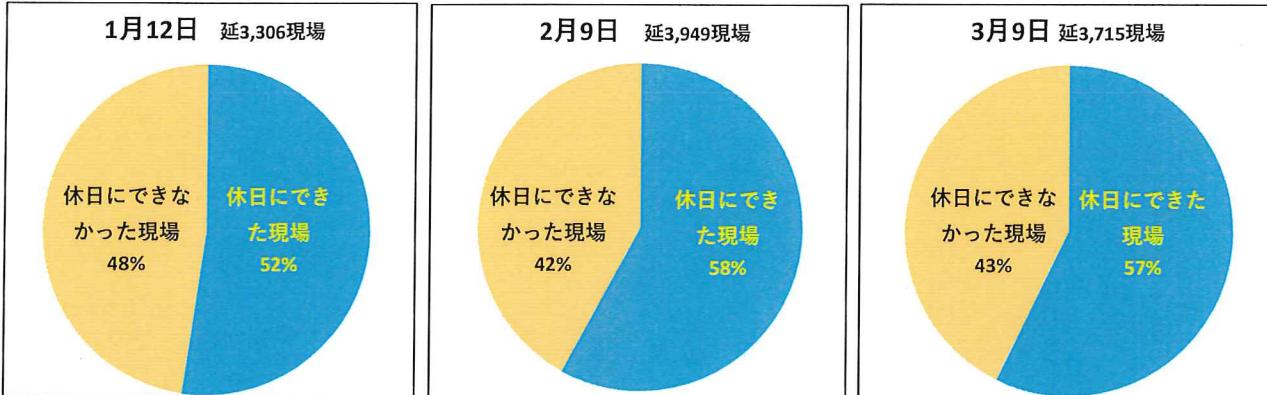


プレミアムサタデーの実施状況について(H31.1月～3月)

令和元年5月

(一社)長野県建設業協会

支部名	南佐久	佐久	上小	諏訪	伊那	飯田	木曽	松原	安曇野	大北	更埴	須坂	中高	長野	飯山	合計
回答数	26	33	19	40	45	40	18	60	14	31	7	14	15	60	17	439
会員数	26	35	19	47	53	52	19	60	14	31	7	14	15	75	17	484
%	100%	94%	100%	85%	85%	77%	95%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	80%	100%	91%



休日に出来なかつた理由(土木)

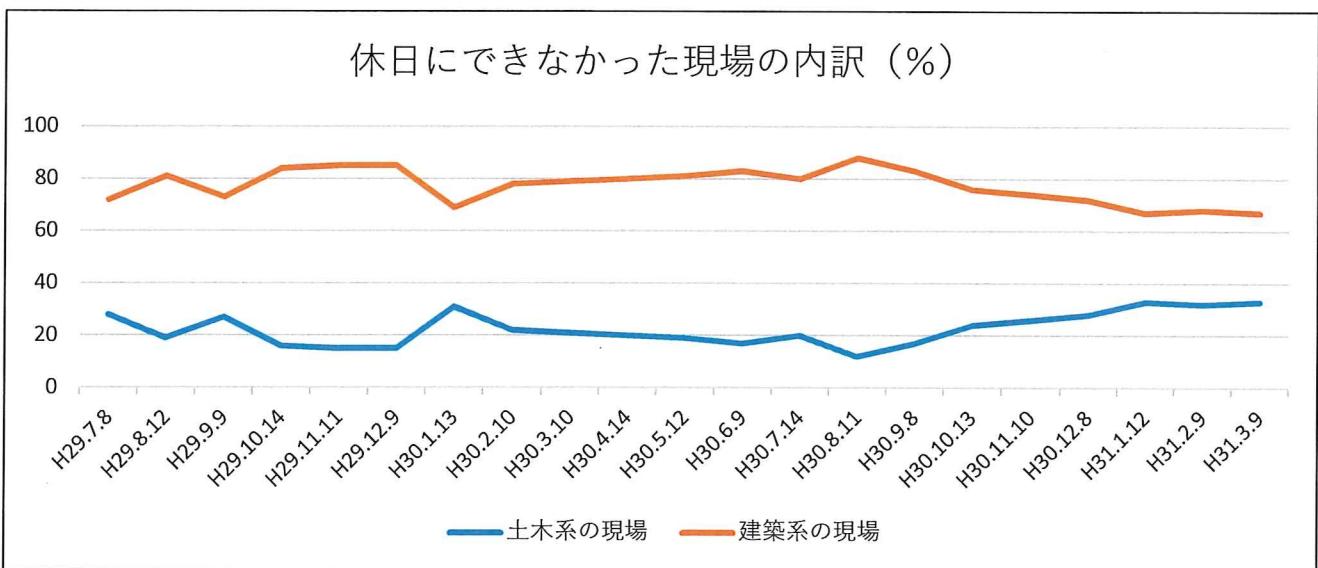
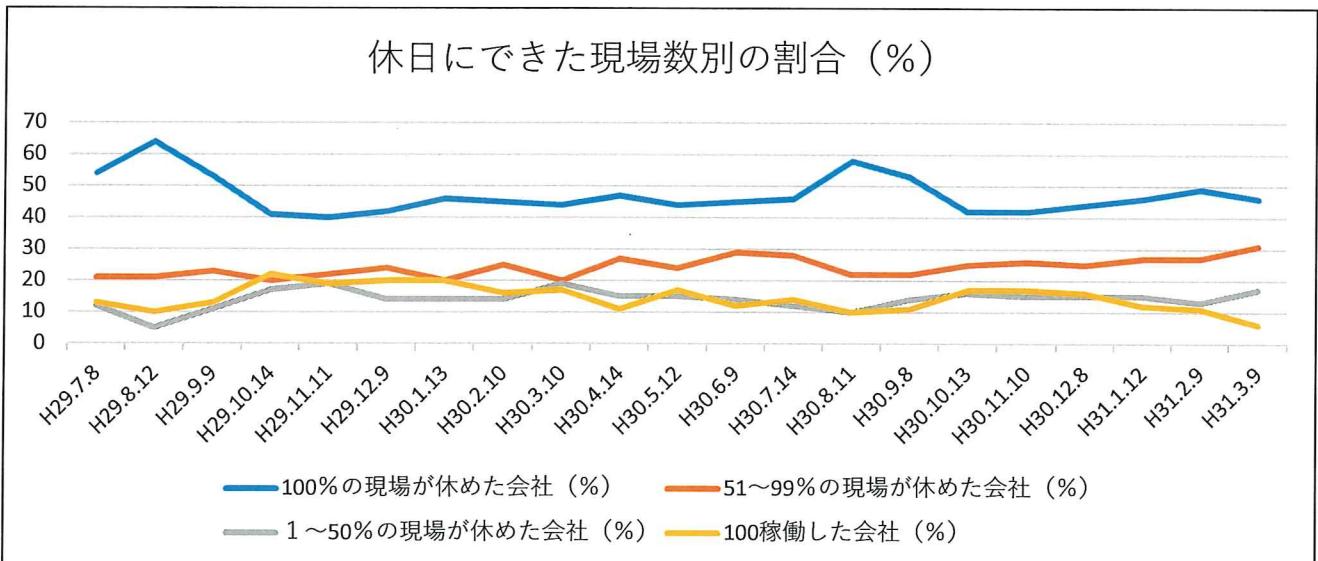
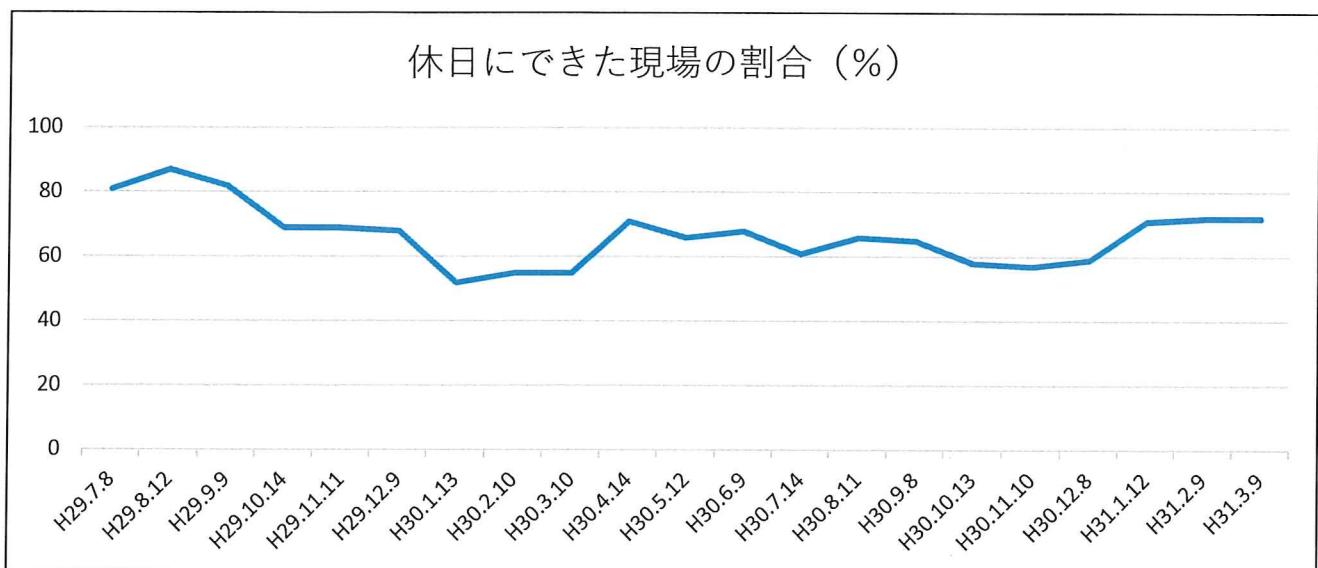
- ・工期が間に合わない(255)
- ・会社カレンダーによる(62)
- ・年末年始休暇との調整のため(54)
- ・天候不順による工事遅延のため(49)
- ・祝日との調整(16)
- ・元請の要請による(15)
- ・専門職の調整のため(12)
- ・施主の希望(9)
- ・除雪作業のため(7)
- ・書類作成のため(7)
- ・休日指定作業のため(6)
- ・応急対応のため(3)
- ・年度末に間に合わせるため(3)

休日に出来なかつた理由(建築)

- ・工期が間に合わない(101)
- ・専門職の調整のため(33)
- ・施主の希望による(31)
- ・休日指定作業のため(21)
- ・会社カレンダーによる(16)
- ・年末年始休暇との調整(9)
- ・学校関連工事のため(7)
- ・元請の要請による(5)
- ・天候不順による工事遅延のため(2)
- ・祝日との調整

プレミアムサタデーの実施状況 (H29.7~H31.3)

長野県建設産業団体連合会

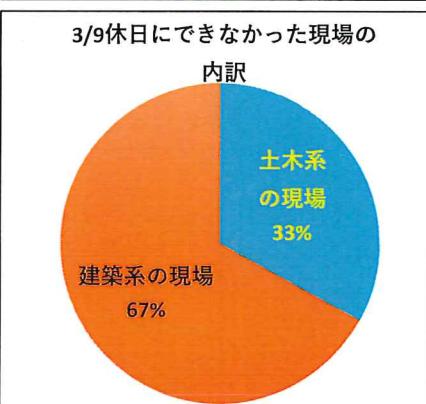
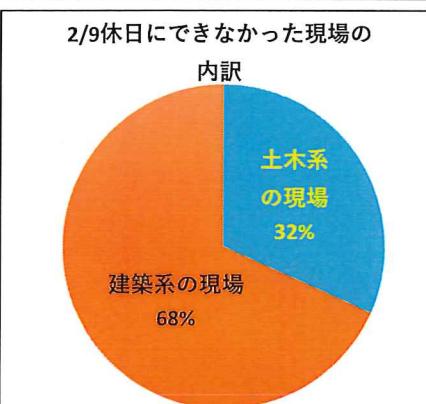
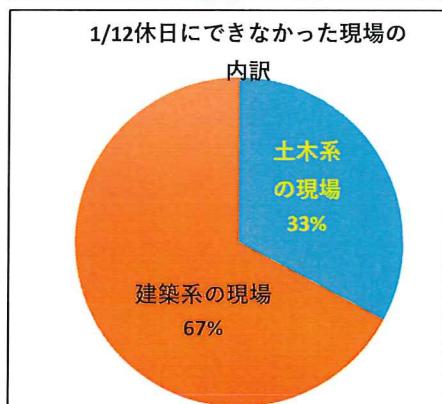
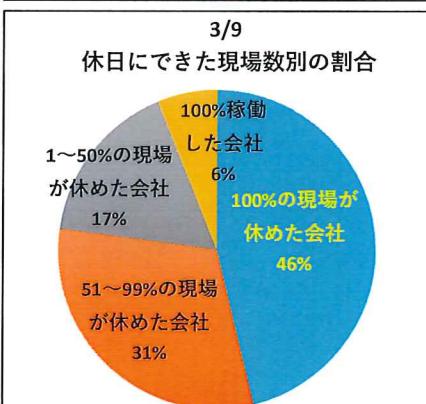
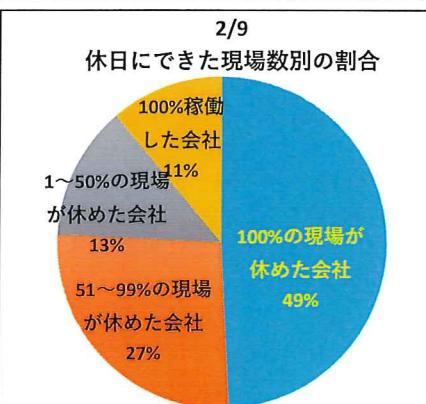
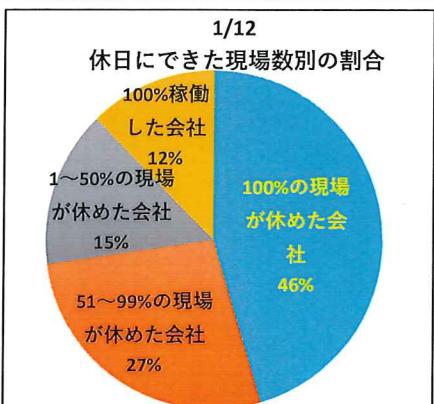
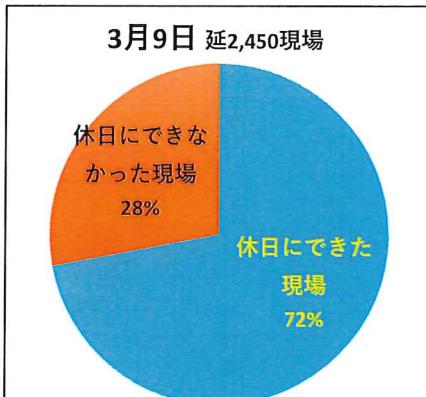
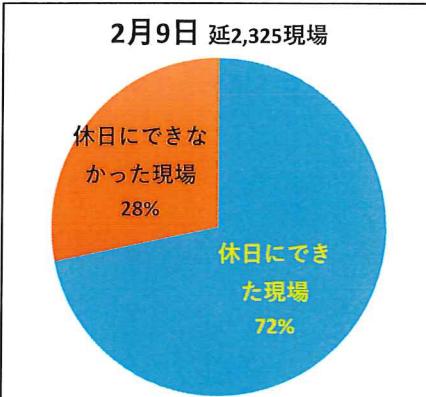
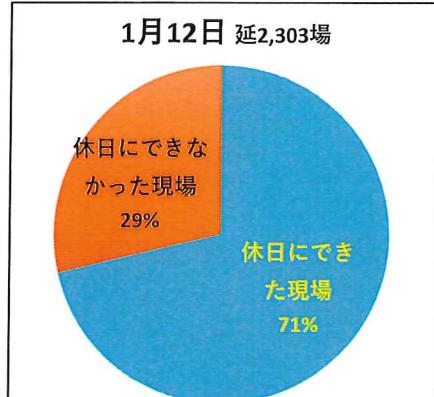


プレミアムサタデーの実施状況について（建産連）(H31.1月～3月)

令和元年5月

長野県建設産業団体連合会

団体名	林業土木	造園	電設	空調	鐵構	交環境	板金	塗装	インテリア	室内工事	砂利採石	生コン	クレーン	碎石組合	合計
回答数	47	8	38	16	18	16	6	16	2	4	31	25	6	27	260
会員数	67	28	149	57	67	20	275	47	5	13	87	84	31	64	994
%	70%	29%	26%	28%	27%	80%	2%	34%	40%	31%	36%	30%	19%	42%	26%



休日にできなかつた理由(土木)

- ・工期が間に合わない(54)
- ・顧客の要望(碎石)(12)
- ・会社カレンダーによる(16)
- ・専門職の調整のため(7)
- ・天候不順による工事遅延のため(7)
- ・休日指定作業のため(5)
- ・年度末に間に合わせるため(5)
- ・元請の要請(4)
- ・祝日との調整(3)
- ・年末年始休暇との調整(3)
- ・花フェスタ関連業務(3)
- ・現場が稼働していたため(2)
- ・顧客の要望(生コン)

休日にできなかつた理由(建築)

- ・工期が間に合わない(56)
- ・施主の希望(27)
- ・休日指定作業のため(26)
- ・専門職の調整のため(14)
- ・会社カレンダーによる(13)
- ・現場が稼働していたため(12)
- ・他行種との調整のため(8)
- ・天候不順による工事遅延のため(7)
- ・元請の要請(7)
- ・顧客の要望(生コン)(3)
- ・年末年始休暇との調整(4)
- ・祝日との調整
- ・年度末に間に合わせるため

令和元年度 長野県建設業協会における就労促進・働き方改革に 資する取組について

- ◎ 平成30年度「長野県建設産業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議」でまとめられた施策方針・取組に基づき実施

取組① 建設技術実践プロジェクト

- ・各支部で高校毎に調整、打合せを行い資機材や人的支援を実施

取組② 2級土木・2級建築施工管理技士試験準備講習

- (1)2級土木施工管理技士試験準備講習 7月31日～8月2日 南安曇農業高校学生
- (2)2級建築施工管理技士試験準備講習 8月6日～8月8日 長野工業高校・
上田千曲高校・丸子修学館高校・学生
- (3)2級土木施工管理技士試験準備講座 8月7日～8月9日 長野工業高校学生
- (4)2級土木・建築施工管理技士試験準備講座 8月22日、23日、9月7日
飯田OIDE長姫高校学生

取組③ SNS等による情報発信

- ・青年部ウェブサイト、女性部ウェブサイトで情報発信

取組④ 普通高校の教員・生徒と建設業界がつながる機会の確保

- ・各支部と建設系高校との意見交換会の開催
- ・平成30年度 14支部で11高校と意見交換会開催
- ・令和元年度 各支部で年内に開催

取組⑤ 建設産業のPR(小・中学生を対象とした出前講座や現場見学会の開催)

- ・TV, CATVで建設業PRオリジナルCM放映
- ・建設業を紹介するPRリーフレットを作成し小・中学校、高校へ広く配布
- ・青年部作成冊子「LIFE」改訂版の高校、高専等への配布
- ・出前講座や高校生を対象とした現場見学会、実習等への支援:各支部
- ・青年部会で県と共に、「土木の日」に合わせてイベントの開催
11月16日(土) 長野駅コンコース (小学生に子供用軍手配布)

取組⑥ 建設系学科高校の女子生徒増加の取組

- ・国立長野工業高等専門学校生徒と女性部・青年部との意見交換会の開催

取組⑦ 女性技術者のネットワークづくりの支援

- ・(一財)建設業振興基金「建設産業女性活躍推進ネットワーク」への登録
- ・山梨県建設業協会女性部会との交流、石川県建設業協会へ女性部会員の派遣

取組⑨ 建設産業入職への道筋や入職後のキャリアアップ事例の整理・情報発信

- ・青年部HPで情報発信している「長建ヤングマン」での事例紹介

取組⑩ 建設産業のPR(求職者を対象とした出前講座や現場見学会の開催)

- ・出前講座や高校生を対象とした現場見学会、実習等への支援:各支部
- ・建設業を紹介するPRリーフレットを作成し小・中学校、高校へ広く配布

取組⑪ 建設キャリアアップシステムの活用推進

- ・「建設キャリアアップシステム」講習会の開催（9月18日 松筑建設会館）
- ・各社に於いて取り組む

取組⑫ 関係機関の支援施策の有効活用による資格取得の促進

- ・各社に於いて取り組む

取組⑭ ICT活用工事推進等の新技術の活用

- ・新技術やICT技術等に関して関係機関と連携して情報収集し、情報提供を行う
- ・各社に於いてICT活用工事を推進する

取組⑮ 建設現場等の労働環境整備や福利厚生の充実

- ・各社に於いて取り組む

取組⑯ 週休2日制促進のための工期設定、増加経費の適正計上等

- ・「プレミアムサタデー」、「休日 月1+(ツキイチプラス)」運動の取り組み

取組⑰ 社会保険等の加入対策を促進

- ・建設業に係る法令遵守等講習会の開催

取組⑱ ITスキルの習得やテレワークが可能となる職場環境整備

- ・各社に於いて取り組む

(一社) 長野県建設業協会

平成30年度 除融雪業務に関する実態調査結果について

1. 県管理道路の除融雪業務の委託契約（単体又は企業体構成員として契約）状況

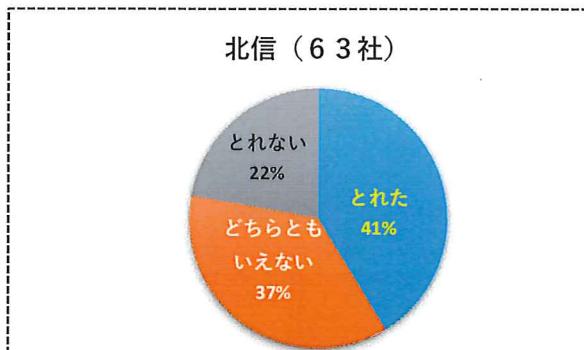
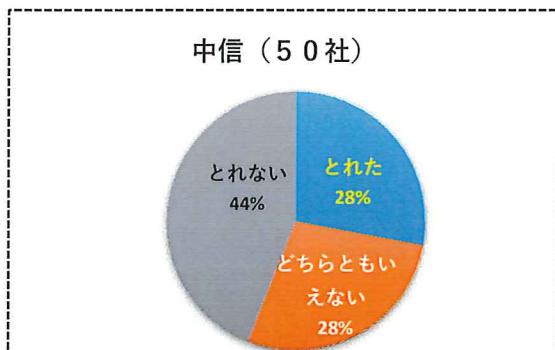
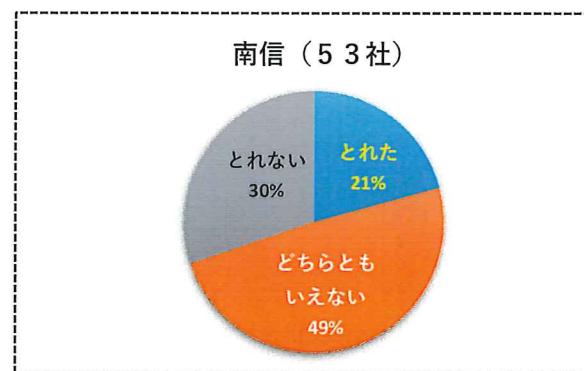
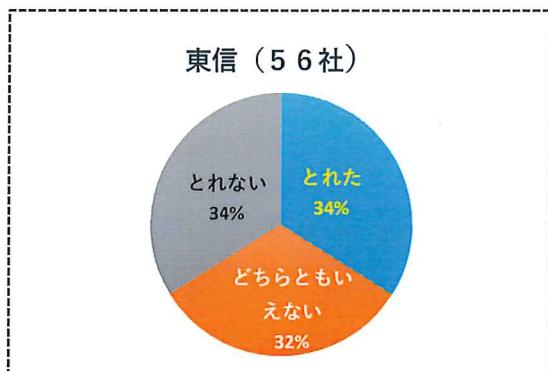
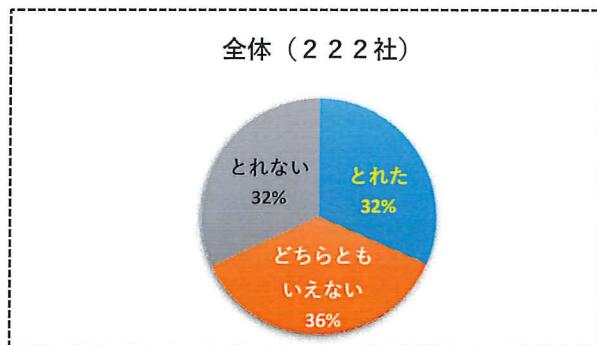
契約している	契約していない	計	(回収率 62%)
236 社	63 社	299 社	

2. 除融雪業務の採算結果

(1) 除雪

(単位：社)

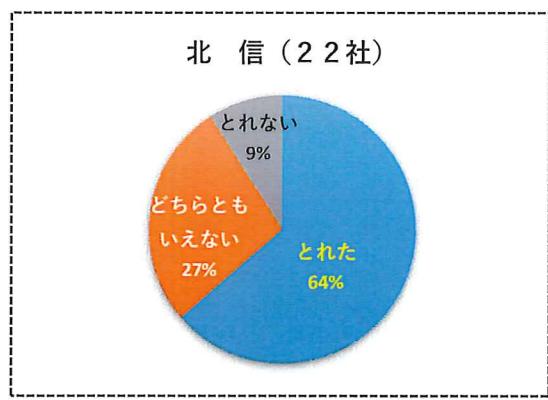
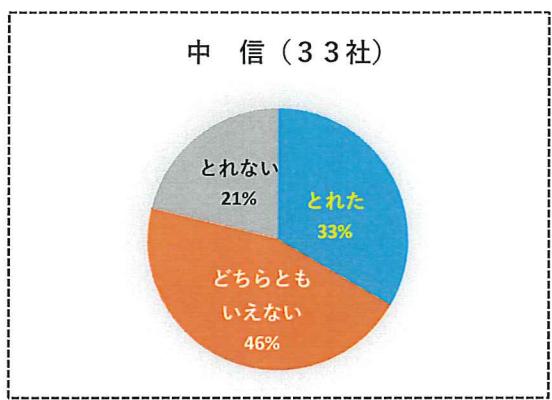
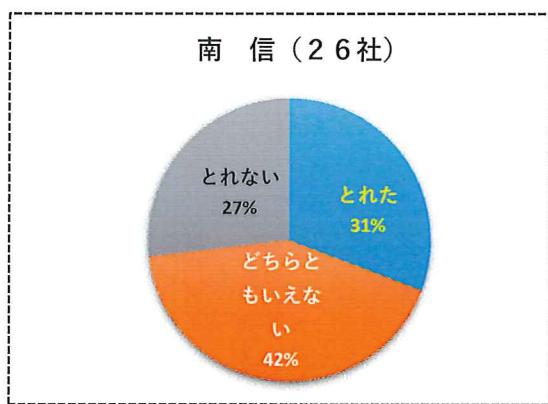
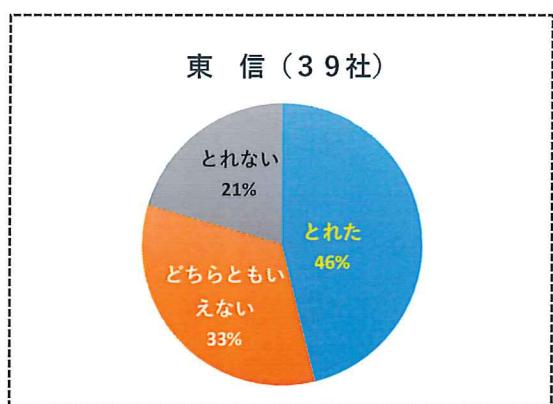
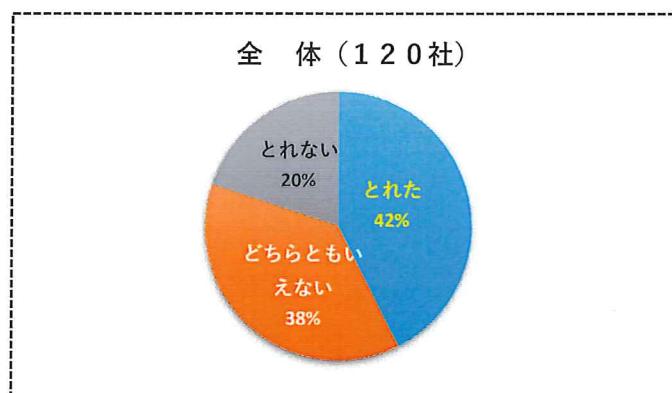
採算について	東信	南信	中信	北信	計
とれた	19	11	14	26	70
どちらともいえない	18	26	14	23	81
とれない	19	16	22	14	71
計	56	53	50	53	222



(2) 融雪剤散布

(単位：社)

採算について	東信	南信	中信	北信	計
とれた	18	8	11	14	51
どちらともいえない	13	11	15	6	45
とれない	8	7	7	2	24
計	39	26	33	22	120



3. 採算のとれない理由

(1) 除雪

理 由	回答数
除雪の出動回数が少なかった又は全く稼働が無かった	54
除雪機械がリースのため（出動回数にも左右される）	9
単価が安い	5
県の待機補償費の基準以上の待機を行っており、負担が大きい。	2
その他	6

(2) 融雪剤散布

理 由	回答数
除雪の出動回数が少なかった	13
単価が安い	4
塩カル散布車の修理維持費がかかる	2
県の待機補償費の基準以上の待機を行っており、負担が大きい。	3
散布距離が短いため	1
その他	4

4. 運転手（オペレーター）の雇用形態について

(1) 除雪

	東 信	南 信	中 信	北 信	計
社員	45	43	35	36	159
季節雇用	1	1	1	5	8
社員と季節雇用併用	9	6	15	20	50
計	55	50	51	61	217

(2) 融雪剤散布

	東 信	南 信	中 信	北 信	計
社員	32	19	25	13	89
季節雇用	2	1	0	0	3
社員と季節雇用併用	6	5	6	8	25
計	40	25	31	21	117

5. 県の設定している待機補償費以外の会社独自の待機補償費の支払いについて

	東 信	南 信	中 信	北 信	計
支払っている	22(37%)	12(21%)	22(39%)	26(40%)	82(35%)
支払っていない	37(63%)	43(79%)	34(61%)	39(60%)	153(65%)
計 (社)	59	55	56	65	235

(注) 県の設定している待機補償は次のとおり

- ・除雪機械待機補償費（発注者からの待機命令時）
- ・除雪機械運転要員待機補償費（夜間に大雪注意報・警報が発表されている時）
- ・情報員待機補償費（17時発表の天気予報で当日夜間から翌朝にかけて降雪予報が発表された時）

6. 支払い対象者（複数回答有）

	東 信	南 信	中 信	北 信	計
運転手	19	11	13	22	65
助手	13	8	10	17	48
情報員	10	4	12	12	38
計	42	23	35	51	151

7. 会社独自の待機補償費支払いの設定対象（複数回答有）

支払対象	日曜日	土曜日	祝日	年末年始	計
会社数（社）	44	43	39	50	176